

# 消費生活センターだより

## 除排雪サービスによる

## 契約トラブルにご注意ください！！

降雪シーズンを迎え、広告などを見て除排雪を業者に依頼したり、除排雪サービスに関する予期せぬ訪問勧誘や電話勧誘を受けての契約トラブルが懸念されます。

トラブルに遭わないためには、契約内容の説明を事前によく聞いて、確認のうえ契約をするようご注意ください。

また、トラブルになった場合やお困りの場合は、消費生活センターまでご相談ください。

### 【消費者へのアドバイス】

- (1) 必要の無い勧誘は「必要ありません」とハッキリ断わりましょう。
- (2) 依頼する場合は、契約前に説明をよく聞きましょう。すぐお金を払ったり契約書にサインをしないようにしましょう。
- (3) 料金を前払いすると、契約内容どおりに作業が行われなかった場合に、業者と連絡が取れないなどでトラブルになることがあります。前払いは慎重に検討し、作業の未実施が発生した場合の返金等については事前に確認しておきましょう。
- (4) 訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、契約書面を受け取った日から8日間以内であればクーリング・オフができることもあります。

詳しくは消費生活センターへお問い合わせください。

中標津町消費生活センター（役場生活課内）

電話 0153-73-3111（内線 222）

受付時間 10:00～16:00 ※土・日・祝日はお休みです